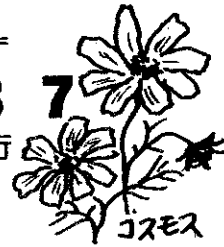


このニュースは<http://sousou9.web.fc2.com> あるいは「相模地区九条の会フォーラム」

さらに「はらまち九条の会」で、1号から全号を見ることができます。

<1949(昭和24)年10月1日は、中華人民共和国成立の日>

「眠れる獅子」と言われながら、百年以上の過酷な植民地支配からようやく脱却。日本との戦争に勝利し、蒋介石の国民党勢力を台湾に追放し、この日毛沢東が北京天安門上で「中華人民共和国」の成立を高らかに宣言した。



□『憲法塾』第2回は、9月27日、参加者約60名で開催されました。吉原先生は小高区、相馬市、新地町でも講演をされています。この<要旨>は、吉原先生に校正をお願いしてまとめました。

## 福島県九条の会主催「憲法塾」第②回 9月27日(木)16:30~20:30 会場：福島市民会館 元福島大学長 吉原泰助先生「日本国憲法は本当に時代に合わなくなったのか」要旨

- はじめに** 憲法を護る運動は、皆さんそれぞれが語り部になって説得をして運動を広めていくことが大事です。
- 私は敗戦の時、旧制中学の1年生、軍事教練を受けた最後の年代で、訓練で配属将校に軍靴で何度も蹴飛ばされた経験もあります。戦争が終わったことや戦後に憲法九条ができたことで、この歳まで生きのびています。
  - 第2次世界大戦は、全世界で1億5百万人が動員され、民間人も含め5千万人が戦死。日本全体の戦争の死者も310万人で、戦死者は240万、その三分の二の160万人が餓死であることを肝に銘じていただきたい。遺骨収集に行くと、南の島で椰子の木陰に日本を向いて餓死し白骨化している。餓死、病死、自殺など太平洋戦争はむごい戦争でした。帰還遺骨も124万人で、まだ同数近くが南海の孤島などに放置されたままです。福島県で言うと、戦争に連れていかれた4人に1人の割合で戦死していることになります。
  - その戦争や戦死の反省の結果として憲法九条ができ、戦後の平和と繁栄があるわけです。それを忘れて、憲法第九条をなくすことは、戦死者310万人の死を全く無駄にすることになります。
  - 憲法第九条は2つから成り、第一項の「戦争放棄」は1928(昭和3)年のパリ不戦条約と全く同じです。これは天皇制軍国主義の時代に批准されていますが、一方所だけ「人民の名において」の部分だけを除いている。戦前の天皇主権の時代でさえ第一項の「戦争放棄」は認めざるをえず、また自民党の憲法草案でも基本的には第一項を残すといっている。パリ不戦条約批准後は軽々しく「戦争」とは言えず「事変」と表現した。第九條第一項「戦争放棄」が意味をもつのは、第二項の「戦力不保持・交戦権否認」があるからです。従って第二項がなければ、自民党は憲法を変えようとは言わなかったはずで、改憲の標的は第二項なのです。

### 1・憲法九条二項の實質改憲の軌跡 憲法の形骸化と政府の醜弁

- 憲法九条の歴史をふり返ると「實質改憲」は、初め解釈改憲で、次におおざっぱと時限的な特別措置法で、安倍首相になってからは猛々しくも堂々と恒久法を変えることで實質「改憲」を進めてきた。つまり法体系のうへで憲法を変えないで、下の法律で憲法をくりぬいていく「下剋上」とよばれる手法です。自衛隊の派兵についてもどンドンエスカレートして、あとは他国の戦場で米軍の指揮下で参戦し武力行使を残すのみです。そして、アメリカが要求している自衛隊の積極的な海外派兵や、「戦争のできる国」日本の実現は、今までの實質解釈改憲ではもう対応できないので、第九條第二項の改憲が必至となってくるわけです。

### 2・改憲をめざす諸政党の主張

- 自民党の岸信介内閣などは「自主憲法」の制定をめざしていたが、60年の安保改定反対運動で挫折し、その後30年間改憲は躊躇されます。しかし、ベルリンの壁が崩れ、野党が弱体化し労働戦線も右よりにになると、またぞろ改憲論が復活し安倍首相が「自分の任期中に改憲の道筋をつける」と公言するまでになります。
- 一方、公明党は新しい時代に適合するようにと、環境権や知る権利やプライバシー権を付け加える「加速」論を主張。「押しつけ」憲法論は九条の会の運動もあり国民に受け入れられなくなってきている。しかし、古いので時代に合った憲法をとの「加憲」論は耳障りが良いので、大変猛威をふるっています。
- また民主党は、文明論的観点から新憲法を創るという「創憲」論です。でも、その中身はよく分からない。

### 3・もっともらしい改憲論への批判

- 「押しつけ憲法論」の根拠は、①マーク・ゲイン『ニッポン日記』の記述から言われたり、②幣原内閣の国務相の松本丞治の憲法案があまりに明治欽定憲法そのままGHQに拒絶されたので、松本が恨みを入れて「押しつけた」と国会で発言したのが始まりです。自民党は憲法だけを押しつけと言うが、現在の構造改革の大法も医薬品販売の拡大、郵政民営化など、あらゆることがアメリカの押しつけなのですが、それは言わない。その結果、日本は格差拡大社会になっています。



ベアテ=シロタ

オーストリア出身  
1923-

GHQの憲法草案作成に参加したなか22歳のアメリカ人女性ベアテ=シロタがいた。彼女は、1923年にロシア系ユダヤ人ピアニスト、レオ=シロタの娘としてウィーンに生まれ、父親の仕事の関係で5歳の時来日し、少女時代の10年を日本ですごした。そのため日本の女性の地位の低さを実感しており、男女同権の規定を



憲法に盛り込むことに情熱を燃やした。こうしてできたのが、憲法第24条の「婚姻は、両性の合意のみにもとづいて成立し、夫婦が同等の権利を有する」という規定である。

◎ベアテ=シロタ(右)と市川房枝(左)

(▲第一学習社『最新日本史図表』より)

- 高野岩三郎の憲法研究会は、小高区出身の若い憲法学者鈴木安蔵が中心になって「憲法草案要綱」を発表します。この「草案要綱」を3通作り、昭和20年12月26日、幣原喜重郎とGHQに提出、記者クラブで発表。同月28日全国紙に一斉に掲載されます。またGHQの民政局法規課長ラウエル中佐が注目し、それを下敷きにして現憲法を作成したことは明白で、映画『日本の青空』のとおりです。特に**国民主権**や**象徴天皇制**、**社会的基本権**などは「草案要綱」そのままです。「押しつけ」憲法論は、これらの事実を故意に無視か、知ろうとしないのか、あえて目をそらす知的怠惰というべきです。
- 憲法学者鈴木安蔵の「憲法草案要綱」の源流は、欧米の近代憲法や、自由民権運動の植木枝盛の「日本国国憲案」などの研究成果です。
- 憲法9条は誰の提唱か。マッカーサー説と幣原喜重郎説がある。しかし憲法制定にかかわった元GHQスタッフのベアテ・シロタ・ゴードン女史は、「日本国憲法を創ったのは歴史の教習」と言っている。また「良いものの贈与は押しつけとは言わない」という名言も残しています。

- 改憲派は「現憲法は新時代に不適合」と言っています。
  - ①様々な新権利を追加せよという「加憲」論ですが、これは憲法に「人格権」「生存権」などの根本規定があるのだから、現行の法律を変えていけば済む。口当たりの良いことで改憲に誘導しようとしている。むしろ、憲法は古くなったという改憲派の初の「自民党前文案」は、そもそも前時代的な保守的復古的で、国家主義や国粹主義的で時代錯誤です。
  - ②現存自衛隊を承認するために改憲すべきだという意見は、まず現実の姿に憲法を合わせる点で正しい。理想に現実を向かわせるものです。今九条に縛られた自衛隊を承認するのではなく、ただ米軍の補完部隊の自衛隊になり、地球規模で派兵のできる新たな自衛軍に変えることが最終目的。
  - ③自衛権は当然で、北東アジアなどの安全保障の環境も激変したので改憲が必要という意見。自衛権は国家にもあるのか、国民が武器を持って抵抗することはどうかの諸説がある。また自衛権はイコール武装武力ということではない。常に仮想敵国を作るのが政府や軍隊の常套手段で、ソ連、北朝鮮、次は中国に移ったりするものです。日本の核武装論や敵基地先制攻撃論は、非現実的である。日本はすべて平和を前提に社会が成立していて、核武装すれば原発電力の核燃料の輸入確保ができなくなり、食料もその他の資源も輸入を前提に成立していて、戦争は全くできない社会構造になっている。核武装や重武装で軍事費は肥大化し、膨大な地上兵力のために徴兵制も布くことになり、国民の生活も国家財政そのものの破綻も必至となる。軍備・武力による安全保障という俗論は意外に空論で、非現実的である。積極的非武装平和主義が思いの外、合理性を持ち決して非現実的な空論、理想論ではない。憲法九条二項にこそ人類の未来と理想がある。
  - ④国際貢献や人道支援で改憲が必要というが、国際貢献は方法は何百もあり、なぜ軍隊だけが国際貢献として脚光を浴びるのか、作為性があるのは歴然としています。医療、灌漑、義肢義足の提供、地雷除去、寺子屋運動、蚊帳の提供など、方法はたくさんある。国際貢献は中立、公正で敵味方なしに行うべきで、アメリカ軍に従っての支援は国際貢献でなくアメリカ貢献・支援になっている。
- 国連常任理事国就任のために、憲法九条の改正が必要、という主張もあります。しかし、むしろ九条を前提に、唯一の国連憲章の具現国家として、反戦平和を主張し、非武装・非核こそ日本の常任理事国としての存在意義があるのではないか。それでこそ、アジア諸国の支持や国際的な評価が得られるのです。

#### 4・改憲派の基本的視座、その憲法観の理論的倒錯

- 憲法とは、人民が下から勝ち取ったもので国家や政府などの権力側を拘束する規範なのであって、国民を拘束する最高法規ではない。国民を拘束するのは道路交通法のような一般の法律です。桜井よし子氏や伊吹文明前文部科学相など改憲派は、「立憲主義」などの初歩的な理解もなく、憲法を語る資格も欠如しています。
- たとえ憲法を改正するとしても、改正できない限界があり、憲法の三大原則の「国民主権」「積極的平和主義」「基本的人権」は改憲できないのです。でもさらに自民党では、改正手続きが厳しい「硬性憲法」から、容易に改正できる「軟性憲法」に移行させ、両院の二分の一でも改憲できる案を画策しています。

#### むすび・日本国憲法第九条を護るとは、どういうことか

- 1999年のNPO 1万人の「ハーグ平和アピール市民会議」決議の第一項で、「各国議会は、日本国憲法九条のような政府が戦争を禁止する決議を採択すべきである」と宣言するなど、憲法九条は世界で大変高い評価を得ています。日本国憲法は古くなって時代に合わなくなったのではなく、むしろ時代を先取りした、世界の未来の灯火として評価されています。もしも、改憲してしまい日本が「戦争のできる国」になるようなことは、第二次世界大戦の死者の死を無駄にして、日本が戦後の61年間、戦争をせず戦争で一人も殺さなかった名誉を捨て、反省と不戦の誓いを反故にし、人類史の未来を閉ざす歴史的過ちをおかすことになるのです。



吉田 茂  
日本自由党他

#### 日本国憲法の特徴

- ・公布 1946年11月3日
- ・施行 1947年5月3日
- ・構成 前文と本文11章103条
- ・内容 ①主権在民・平和主義・基本的人権の尊重の3原則  
②象徴天皇制  
③戦争放棄

- 関って私たちが現憲法を護った時こそ、日本史上初の、私たちの正真正銘の「自主憲法」をもつことになる。

吉原泰助先生(福島県九条の会代表・元福島大学長)のご講演は、憲法に関する深く難しい内容でも、いつも分かりやすく、説得力のある、優しい語り口です。事務局では、この講演会のカセットテープ(110分)と、レジュメ(A4版・27ページ)を準備しています!貸し出しもご希望の方は、気軽にお早めにお申し出ください。